

(案)

令和6年度 佐賀県伊万里港トライアル助成制度

Q & A

(令和6年 月 日 作成)

Q① “新規利用(一定期間不利用も含む)”とはどういうことでしょうか？

A① これまでに伊万里港の利用実績が全くない荷主が、初めて伊万里港を利用する場合に加え、過去3年間(令和3年4月1日～令和6年3月31日)に伊万里港の利用実績がない荷主が、改めて伊万里港を利用する場合にも助成対象となり得ます。

Q② 助成対象者の要件の一つに『伊万里港を利用した新たな物流ルートを構築する荷主』とありますが、具体的にどういうことでしょうか？

A② 伊万里港を使って輸出又は輸入を行った実績*がない国と、新たに輸出又は輸入を行う荷主を指します。輸出と輸入は区別しますので、これまでに輸出しか行ったことがない国から新たに輸入を行う場合なども助成対象となり得ます。

※実績は、過去3年間(令和3年4月1日～令和6年3月31日)を対象とします。

Q③ トライアル利用は1回限りでしょうか？

A③ 助成対象期間(令和6年4月1日～令和7年2月28日)に行う輸出又は輸入であれば、1事業者の助成金上限に達するまで全て申請いただけます。但し、事業全体の交付決定額の累計が予算額を超えれば、助成対象期間の途中であっても、本助成事業を終了する場合があります。

(案)

Q④ 『1事業者の輸出については100万円、輸入については50万円を上限とする』とありますが、1事業者が輸出と輸入の両方で助成対象となる場合の上限はどうなりますか？

A④ 輸出として100万円、輸入として50万円まで、それぞれで申請可能ですので、合わせて150万円までとなりますが、輸出、輸入のそれぞれで継続利用見込（今後5年間で50TEU以上）が必要です。

Q⑤ 継続利用見込申告書を提出することになっていますが、計画どおりに伊万里港を利用できなかった場合はどうなるのでしょうか？

A⑤ 申請時における利用見込を荷主企業として申告してもらうためのものであり、やむを得ない事由により達成できなかった場合でも罰則等はありません。但し、明らかな虚偽の申告にて助成交付された場合には、交付要綱第8条に基づき、助成金の返還を求めることがあります。

Q⑥ 助成金交付時期は『令和7年3月31日までに』とありますが、具体的にいつ頃、交付されるのでしょうか？

A⑥ 原則、年度末にまとめて交付します。但し、申請者の都合等で早期交付をご希望の場合は、事務局へご相談ください。
(申請者への交付決定通知は、毎月の申請毎に行います。)

Q⑦ 物流2024問題対策として、国内輸送で伊万里港を使ってみようと考えていますが、本助成制度の対象となりますでしょうか？

A⑦ 本助成制度は、国際コンテナ貨物の輸出又は輸入を対象としており、国内輸送は助成対象とはなりません。
(国際フィーダー航路を使った海外との輸出入は対象です。)

(案)

Q⑧ 助成対象者の要件として『原則として1年以上事業活動を継続している事業者』とありますが、子会社へ事業継承を行った場合はその子会社は助成対象者となりますでしょうか？

A⑧ 助成金の交付の申請時点において事業活動期間が1年未満の事業者であっても、助成金交付の申請時点において1年以上事業活動を継続している事業者から正当に事業が引き継がれていると判断できる場合には助成対象となり得ます。

Q⑨ トライアル利用の経費の内、海外子会社が現地で支払っている物流費を、助成金の申請者である日本の親会社に請求される場合、トライアル利用の経費として対象になりますでしょうか？

A⑨ 助成金交付対象となる経費は、対象項目の内、申請者が直接、船会社や物流会社から請求されて支払った分に限りませので、間接的に物流会社へ支払った分は助成金交付対象とはなりません。

(助成制度の申請・支払に関する問合せ先)

担当：佐賀県伊万里港振興会事務局（伊万里市伊万里湾総合開発課内）

TEL：0955-23-2466 FAX：0955-22-4562

e-mail：imariwan@city.imari.lg.jp

(助成制度の内容に関する問合せ先)

担当：佐賀県港湾課／宮原、小林

TEL：0952-25-7163 FAX：0952-25-7315

e-mail：kouwan@pref.saga.lg.jp

以上